

2 利用者向け傷害見舞金制度

<顧客サービス費用保険+レジャー・サービス施設費用保険>

～グループホームの利用者のために～

サービス利用者がホーム内外において、またはグループホーム訪問者がホーム内においてケガをして、死亡した場合・後遺障害を被った場合・入院した場合に、その程度に応じてグループホームがケガをした利用者・訪問者に対してお支払いする見舞金を補償します。

- 補償対象となるサービス施設

	対象サービス施設
Ⓐ 共同生活介護補償	㊸ 認知症対応型共同生活介護施設 ㊹ 介護予防認知症対応型共同生活介護施設 (短期利用共同生活介護施設を含む)
Ⓑ 通所介護補償	㊺ 認知症対応型通所介護施設 (共用型指定認知症対応型通所介護施設) ㊻ 介護予防認知症対応型通所介護施設 等

上記共同生活介護施設に加え、通所介護施設をお持ちの場合で、通所介護施設も補償の対象とされたい場合は必ず上記Ⓐ、Ⓑをセットでご加入ください。Ⓑに加入されない場合、㊸・㊹サービス利用者およびその家族・面会人は本見舞金制度の対象者とはなりませんので、ご注意ください。

補償される主な事故 保険期間中に以下の事故によって利用者や面会人が傷害を被った場合に、ホームからの見舞金が補償の対象となります。

<顧客サービス費用保険>

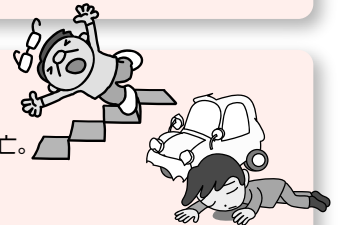
ホームサービス利用者がホーム内外において急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合の見舞金を補償します。ホーム側の責任の有無は関係ありません。

<レジャー・サービス施設費用保険>

ホームサービス利用者の家族、面会人等がホーム内において急激かつ外来の事故により傷害を被った場合の見舞金を補償します。ホーム側の責任の有無は関係ありません。

主な事故例

- ホームサービス利用者が散歩中転んで骨折。
- ホームサービス利用者がレクリエーション中、交通事故に巻き込まれ打撲。
- ホームサービス利用者やホームサービス利用者への見舞い客がホームの火災に巻き込まれ死亡。
- ホームサービス利用者の家族がホームを訪問中、階段で転倒し打撲。
- ホームサービス利用者がホームの入り口のドアにぶつかり打撲。



ポイント

「1.グループホーム等賠償事故補償制度(P3～P4)」は基本的にホームに過失(賠償責任)がある場合を補償するものです。それに対し本制度はホームの過失の有無は関係なくホームサービス利用者、訪問者がケガをされた場合の見舞金を補償するものです。したがって、両制度に加入されることが円滑な事故対応に結びつくと思われれますので、ぜひ両制度へのご加入をおすすめします。
(注) ホームサービス利用者向け見舞金についてはホームが「ホーム利用者傷害見舞金規定」に従って補償を行う場合に保険金をお支払いするものです。

● 補償内容と保険料

補償内容	補償額		
死亡見舞金	70万円		
後遺障害見舞金	2～70万円		
入院見舞金	入院期間	31日以上	10万円
		15～30日	7万円
		5～14日	5万円
		4日以下	2万円
Ⓐ 共同生活介護補償部分保険料 グループホーム定員数 1名あたり4,200円			
Ⓑ 通所介護補償部分保険料 グループホーム受入人数(*) 1名あたり2,000円			

(*) サービス利用者の1日あたり最大受入人数にて保険料を計算ください。
(ご申告いただいた人数より実際の受入人数が多い場合、保険金をお支払いできないことがございますので、ご注意願います。)

Ⓐ 共同生活介護補償部分保険料 (4,200円 × $\frac{\text{定員数}}{\text{人}}$) = 円

Ⓑ 通所介護補償部分保険料 (2,000円 × $\frac{\text{受入人数}}{\text{人}}$) = 円

補償対象者と補償範囲

- ホームサービス利用者：ホーム内外を問わず補償します。
 - ホーム訪問者 (ホームサービス利用者の家族・面会人、見学者等)：ホーム内での事故を補償します。
- (注) ホームに勤務する職員、納入業者、ボランティア等は対象となりません。